

政策 1 教育の充実

目的

乳幼児期からの発育・発達段階に応じた人づくりの大切さを学校・家庭・地域が共有する中で、一人ひとりの可能性を開花させ、ふるさとに愛着と誇りをもち、社会の一員として自立して生きていくことができる子どもたちを育みます。

現状と課題

子どもたちの基本的な生活習慣の乱れや規範意識・社会性の低下などが指摘されています。

学力・体力の低下、いじめ・不登校児童生徒の増加など、懸念される状況にある子どもたちがいます。

子どもたちが、確かな学力を身につけるとともに、生命の尊さや家族の大切さを理解することが大切です。学校・家庭・地域が連携して、子どもたちの成長を支援する必要があります。

特別な支援を必要とする児童生徒が増加するなど、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導・支援が必要となっています。

取組みの方向


基本的な生活習慣や社会性を身に付けた、感性豊かなたくましい子どもを育てるために、学校・家庭・地域が連携協力し一体となった取組みを推進します。

学力の向上対策、キャリア教育、特別な支援を必要とする児童生徒への対応など、発達段階に応じたきめ細かな教育の充実に取り組めます。

地域社会全体で青少年が健全に成長できる環境づくりを推進します。

大学等の高等教育機関については、地域や時代の要請に応え、地域と密着した研究・教育活動が充実されるよう企業、自治体、教育・研究機関等と連携を深めるとともに、国際的な視野を持ち多様な価値観を認める人材育成を目指します。

成果指標と目標値

成果指標	平成19年度		平成23年度
子どもが発達段階に応じて心身ともに健康に育っていると思う人の割合	-		70%

学校・家庭・地域が一体となって取り組む中で、「子どもたちが発達段階に応じて心身ともに健康に育っている」ことを県民の意識を通してみる指標です。「県政世論調査」において、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合です。

指標の調査は平成20年度から実施します。目標値は、平成18年度に行った「県政世論調査」における教育政策に対する評価（「よくやっている」「まあまあだ」と回答した人の割合：53.2%）を参考に設定しました。

県が実施する施策

学校・家庭・地域の連携協力による教育の充実	・・・	P-206-
発達段階に応じた教育の振興	・・・	P-208-
青少年の健全な育成の推進	・・・	P-212-
高等教育の充実	・・・	P-214-

県民の皆さまへ

ふるさとに愛着をもち、知性と感性の豊かな思いやりのある子どもたちを育むために、大人が多様な価値観を大切にし、発達段階に応じた育て方を考えながら、子どもを見守り、支えましょう。

家庭や地域の支えの中で子どもたちは、様々な体験により達成感、充実感を得るとともに、失敗を乗り越えることによって自信や意欲が培われます。家庭は日常生活の中での体験の機会を子どもたちに作りましょう。また、地域は、子どもを地域全体で育むという考え方に立って、家庭の教育を支えましょう。

青少年は大人社会を写す「鏡」です。青少年の健全育成を自らの問題として捉え、地域社会全体で青少年への影響が懸念される社会環境を改善しましょう。

〔取組み事例〕

【子どもの成長支援】

浜田市の石見公民館では、地域で子どもを育む土壌をつくり、地域の教育力を向上させるため、放課後の子どもの居場所づくりを通じて、子どもを支援する大人たちのネットワークづくりの取組みを進めています。

また、ボランティアグループ「浜田のまちの縁側」は、この活動と連携しながら、高齢者、主婦、県立大学生など、多くの人々によって、子どもから高齢者まで、すべての人に開かれた居場所づくりを進めています。

【子ども読書の推進】

「桜江町読書普及協議会」では、家庭、学校、地域社会が連携協力し、各地区公民館を拠点に「子ども読書会」の活動を続けています。読み聞かせや地元の民話を素材にした紙芝居をはじめ、四季を通じた行事や高齢者との交流も行い、地域と子どもたちの結びつきを大切に活動しています。

政策 2 多彩な県民活動の推進

目 的

ボランティアや NPO 活動など、多様な主体による幅広い分野の自主的・主体的な活動を促進するとともに、県民一人ひとりが、学習活動や、スポーツ・芸術文化活動に親しみながら、生き生きと心豊かに暮らせる地域づくりを目指します。

現 状 と 課 題

県内の NPO 法人数は年々増加し、行政だけでは解決できない課題への対応やきめ細かなサービスの提供など、幅広い分野で活躍の場が広がっています。地域づくりの新たな担い手として期待が高まってきており、NPO 法人をはじめとする市民活動団体を積極的に育成するとともに、活動を支援していくことが必要です。

学習意欲や各種活動への参加意欲の高まりと同時に、人づくりや地域づくりの視点からも、より多くの県民がライフスタイルに応じて、自主的、積極的に取り組むことができる環境整備が必要です。また、これらの活動の成果を社会に還元するとともに、社会の要請に応じた学習・実践活動を促進することが重要です。

長い歴史の中で培われてきた地域固有の文化資源を活用して、新しい文化の創造・育成につなげていくことも大切です。

取 組 み の 方 向

ボランティアや NPO 活動などが、様々な分野で活発に展開されるための環境づくりを進めます。

個人のニーズや社会の要請に応じて、自主的に生涯学習に取り組み、その成果が社会生活に生かされる環境づくりを進めます。

体力や興味等に応じたスポーツ活動ができる環境づくりの推進と、競技力の向上に努めます。

芸術文化活動を楽しみ、個性あふれる地域文化を創造することができる環境づくりを進めます。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度		平成 23 年度
ボランティア活動に参加している人の割合	29.1%	➡	35%
生涯学習に取り組んでいる人の割合	34.2%		50%
スポーツに取り組んでいる人の割合	36.3%		40%
県民文化祭の参加者数	45,554 人		50,000 人

～ 県民が、主体的に社会貢献活動等に参加するとともに、それぞれの多様なライフスタイルに応じて、生きがいと潤いのある生活を送っている状況を見る指標です。(施策参照)

県が実施する施策

生涯を通じた学習と社会貢献活動の推進	・・・	P-216-
スポーツの振興	・・・	P-218-
芸術・文化の振興	・・・	P-220-

県民の皆さまへ

自らの経験や知識を生かした、地域活動や社会活動への積極的な参加をお願いします。

自分に適した様々な学習活動やスポーツ・レクリエーション活動、芸術・文化活動などに積極的に取り組みましょう。

〔取組み事例〕

【地域住民によるスポーツ振興】

「しんじ湖スポーツクラブ」は、自分たちの地域のスポーツ環境は自分たちで整えようと松江市宍道町で結成された NPO 法人です。「子どもから高齢者まで誰もが気軽にスポーツを楽しめる場」、「健康づくりや生きがいづくり・仲間づくりの場」を提供することを目的に、スポーツ教室や健康教室、イベントや講習会の開催、チーム育成支援事業などの活動を行っています。

【県民参加のオリジナルミュージカル】

ミュージカル「あいと地球と競売人」は、地球環境保護を訴える漫画「地球の秘密」を描いた後、急逝された斐川町の小学 6 年生、坪田愛華さんの遺志をモチーフに、平成 6 年から上演が続けられている県民手づくりミュージカルです。初演以来、県内外で 30 回を超える公演を行い、全国に感動を与えています。

【地域発の国際演劇祭】

松江市を拠点に活動する NPO 法人「あしぶえ」と地域住民が中心となって、世界の優れたアマチュア劇団を招く「八雲国際演劇祭」が、定期的に行われています。文化の違いと言葉の壁を越えて、多文化理解を進めながら、一人ひとりの自律を目指すこと、演劇の楽しさと深さを味わいながら、感動し、新たな交流を育むことが目的です。「演劇による人づくり・まちづくり」に共感する多くのボランティアスタッフにより企画運営されています。

政策 3 人権の尊重と相互理解の推進

目 的

県民誰もが、学校・家庭・職場・地域などの様々な場面において個性と能力を十分に発揮できるよう、一人ひとりの人権や多様な価値観を尊重する社会づくりを目指します。

現 状 と 課 題

未だ差別や偏見が解消されるには至っておらず、人権が尊重される社会、男女共同参画社会とはいえない状況です。

県民一人ひとりが人権の意義や重要性を認識し、人権問題を自分自身の問題としてとらえ、解決に向けて取り組むことが必要です。


経済、環境、文化など多様な分野において、国際的な相互依存関係が深まりつつあるとともに、外国人住民も増え、多様な価値観や異文化とふれあう機会が増加しています。

取 組 み の 方 向

人権尊重や男女共同参画に関する意識を高め、一人ひとりの人権や多様な価値観を尊重する社会づくりを推進します。

多様な分野の国際交流・協力活動などを通じて、異文化や様々な価値観に理解を深め、外国人住民と共生する地域づくりを推進します。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度		平成 23 年度
「人権啓発フェスティバル」・ 「人権・同和問題を考える県民 のつどい」参加者数	2,250 人		3,000 人

人権意識の高まりや人権尊重意識の定着をみる 1 つの指標として、「人権啓発フェスティバル」等の参加者数の増加を目指します。

県が実施する施策

人権施策の推進	・・・	P-222-
男女共同参画の推進	・・・	P-224-
国際化と多文化共生の推進	・・・	P-226-

県民の皆さまへ

同和問題などの人権問題の早期解決が望まれているなか、インターネットを悪用した人権侵害、児童・高齢者の虐待、ドメスティクバイオレンスなどが顕在化し、人権問題はより多様化・複雑化しています。一人ひとりが日常生活のなかで、相手の立場や気持ちを考えて行動しましょう。

男女共同参画についての理解を深め、家庭、職場、地域などに残っている慣習、しきたりなどを見直しましょう。

諸外国に対する相互理解を深め、外国人にも暮らしやすい地域づくりを行っていくために、地域や海外で積極的に活動しましょう。

〔取組み事例〕

【企業等における人権啓発の取組み】

松江市、雲南地域（雲南市、奥出雲町、飯南町）、石西地域（益田市、吉賀町、津和野町）においては、企業や団体等が連携して人権・同和問題企業等連絡協議会を設置し人権啓発の様々な取組みを自主的に進めています。

これらの協議会では、企業のトップや職員を対象とした講演会・研修会の開催、人権意識向上のための資料の作成、人権標語の募集などの啓発事業、街頭における啓発資料の配布などの地域社会へのアピール活動などを展開しています。

【あすてらすフェスティバル】

毎年6月、男女共同参画推進月間にあわせて県立男女共同参画センター「あすてらす」で開催される「あすてらすフェスティバル」は、男女共同参画サポーターや女性団体の協力により運営されています。県内各地で様々な活動を展開している約80の個人・グループによる自主企画イベント等に県内各地から約2千人が参加し、互いに交流を深めています。

【外国人住民への支援】

ボランティアグループ「しまね多文化共生ネットワーク」は、外国人住民が病院で受診する際の言葉の不安を和らげるための医療通訳養成や、生活相談を受けるための24時間対応の緊急電話サービスを行っています。また、松江市のボランティアグループ「だんだん」など24の団体が、県内14市町で日本語教室を開催しており、県民との交流の場にもなっています。

政策 4 自然環境、文化・歴史の保全と活用

目 的

豊かな自然や文化・歴史に親しみ、理解を深めながら、次の世代へ継承するとともに、魅力ある地域づくりのために持続可能な活用を進めます。
先人が築き上げた豊かな景観を保全するとともに、地域の特性に調和した新しい景観を創造します。
県民誰もが、地球市民としての認識をもち、環境の保全に努め、環境への影響が少ない社会の実現を目指します。

現 状 と 課 題

平成 17 年に宍道湖・中海がラムサール条約湿地に登録されたことを契機に、自然から恩恵を受けつつ、自然環境を保全していく意識が高まっています。
平成 19 年の「古代出雲歴史博物館」開館や石見銀山の世界遺産登録により、島根の歴史と文化に対する関心が高まっています。
美しい景観は、潤いや心の豊かさをもたらします。地域の発展と調和を図りながら保全し、創造していくことが必要です。
豊かな自然環境を守り、将来へ引き継いでいくため、環境への負荷の少ない循環型社会に向けての県民一人ひとりの取組みが必要です。

取 組 みの 方 向

県民参加による森づくりなど自然環境保全の取組みを推進します。
自然公園や自然学習施設を活用した自然とのふれあいを推進します。
自然と文化・歴史が県民共有の財産であるという意識を高め、地域資源として活用を図りながら良好に保存します。
地域の優れた景観を守り、魅力ある景観づくりを推進します。
県民、事業者、行政が一体となって、地域における環境保全や地球温暖化対策、廃棄物の抑制などの取組みを推進します。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度		平成 23 年度
自然公園等の年間利用者数	865 万人	➡	865 万人
景観づくりに関する住民協定数	212 件		220 件
島根県において、文化財の保存・継承と活用がなされ、地域の歴史・文化が豊かと思う人の割合	57.2%		60%
地球温暖化対策協議会の会員数	5,642 人		11,100 人

～ 自然環境、文化・歴史の保全と活用に取り組んでいる状況をみる指標です。(施策参照)

県が実施する施策

多様な自然の保全	・・・	P-228-
自然とのふれあいの推進	・・・	P-230-
景観の保全と創造	・・・	P-232-
文化財の保存・継承と活用	・・・	P-234-
環境保全の推進	・・・	P-236-

県民の皆さまへ

自然学習施設や自然公園などを利用したり、身近な自然とふれあうことで、潤いややすらぎを感じる生活を楽しみましょう。

花と緑にあふれるまち並みを増やし、美しい景観づくりに努めましょう。郷土の歴史・文化遺産への関心を深め、貴重な地域資源として保存・継承する活動に積極的に関わっていきましょう。

冷暖房の適切な温度管理やエコドライブに心がけ、エネルギーの節約に取り組みましょう。ごみを出さない、使えるものは繰り返し使う、出ってしまったごみはリサイクルしましょう。

〔取組み事例〕

【森づくりと環境負荷の軽減に向けた実践活動】

県内各地で森づくりに向けた取組みが展開されています。NPO 法人「もりふれ倶楽部」は、森林ボランティアを養成し、間伐等の作業や里山自然塾などの啓発活動を精力的に実践しています。また、「しまね企業参加の森づくり制度」による県内企業の森林保全活動も進められています。

女性を中心に結成された「環境とエネルギーを考える消費者の会」では、消費者の立場で無理なく実践できる省エネの実践方法を広めるなど、環境保全意識の啓発活動を展開しています。

【蓮華会舞の保存活動】

隠岐の島町の隠岐国分寺に伝わる蓮華会舞は、舞楽の流れをくむ芸能で、国の重要無形民俗文化財に指定されています。奈良・平安時代に日本に伝えられた舞楽の多くは既に廃れていますが、この蓮華会舞は、いにしへの姿を今に伝える貴重な古典芸能です。平成 19 年の本堂焼失の際には面・衣装・楽器などすべての用具を失いましたが、「隠岐国分寺蓮華会舞保存会」を中心とした地元の熱意と努力により、わずか半年あまりですべての用具を復元し、保存・伝承活動を続けています。

【景観の保全創造活動】

「築地松景観保全対策推進協議会」では、出雲市、斐川町の 151 地区で住民協定を締結し、行政ともタイアップして築地松の剪定などの維持管理や町並み保全に取り組みむとともに、職人の後継者育成、子供ついじまつ教室や観光客への PR など、幅広い景観活動を行っています。

また、益田市の「鎌手ふるさとおこし推進協議会」は、美しい海岸沿いに水仙を植える「水仙の花咲く里づくり」活動を平成元年から続けています。100 万本もの花が咲く全国有数の水仙園は、地域の高齢者や小・中学生など多くの人によって広がりつつあり、訪れる人々の心を惹きつけています。

基本目標

心豊かなしまね
(施策15本)

施策 Ⅲ-1-1	学校・家庭・地域の連携協力による教育の充実
-------------	-----------------------

目 的

基本的な生活習慣や社会性を身に付けた、感性豊かなたくましい子どもに成長するよう、学校・家庭・地域が連携協力し、一体となった取組みを進めます。

現 状 と 課 題

学校は、学校へ期待される事柄や業務量の増加により子どもや親と丹念に向き合う十分な時間ができにくい状況です。

家庭においては、少子化、核家族化、価値観の多様化、ライフスタイルの変化などから、生活習慣の乱れや規範意識の未熟さが指摘されるなど、教育力の低下が懸念されています。

地域は、かつては濃密な人間関係を背景として日常生活の中で地域の子どもを育む力を有していましたが、今やその力が低下しつつあります。

学校・家庭・地域が、それぞれの役割と責任を十分自覚しながら連携・協力関係を再構築し、社会総がかりで教育力を充実していく必要があります。

取 組 みの 方 向

ふるさとへの愛着と豊かな感性を育むため、自然、歴史、文化、伝統行事、産業など地域の「ひと・もの・こと」から学ぶ「ふるさと教育」を推進します。

地域の大人たちが学校教育を支援する取組みを公民館活動と連携しながら推進します。

放課後の子どもの居場所づくりを推進し、地域全体で子どもを育む機運を醸成するとともに、家庭と地域との接点づくりを進めます。

社会総がかりで教育力を充実するため、公民館活動に光をあてながら、自治・自立の理念に基づく「地域力」の醸成を進めます。

学校と家庭、地域との連携を密にしながら、食育の推進や、「早起き、バランスのとれた朝食摂取、適度な運動、十分な睡眠」という健康的な生活リズムの確立に取り組めます。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度	平成 23 年度
ふるさと教育を実施している 小中学校の割合	100%	100%
放課後子どもプランに取り組む市町村の割合	62%	100%

地域と連携した取組み状況を示す指標です。地域の大人たちが学校教育を支援する取組みである「ふるさと教育」を実施した公立小中学校の割合です。全小中学校での実施を続けます。

地域全体で子どもを育む取組みを示す指標です。放課後や休日の子どもの過ごし方を検討する場を設置している市町村の割合です。全市町村での取組みを目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
ふるさと教育推進事業 〔担当課〕 生涯学習課	ふるさとに愛着と誇りをもつ心豊かな子どもを育むため、「学社連携・融合」(＝地域の大人たちが学校教育を支援)の理念に基づく「ふるさと教育」を県内全ての公立小中学校で実施します。
放課後子どもプラン事業 〔担当課〕 生涯学習課	放課後や休日に、公民館や学校の余裕教室等を活用し、年齢の異なる子どもたちが群れて遊んだり体験・交流する場を確保するため、「放課後子どもプラン」を推進します。
実証!「地域力」醸成プログラム事業 〔担当課〕 生涯学習課	“人づくりの拠点”である公民館が培ってきた「地域力」醸成のノウハウを、モデル公民館を選定して実証し、「地域力」の重要性について世論喚起を進めます。
地域教育コーディネーター派遣事業 〔担当課〕 生涯学習課	県の社会教育主事を「地域教育コーディネーター」として市町村へ派遣し、その専門性を活かしながら「学社連携・融合」の理念に基づく実践活動を幅広く推進します。
食育推進事業 〔担当課〕 保健体育課	食べる知恵を身に付けるため「食の学習ノート」の活用、栄養教諭とのチームティーチングなどに取り組みます。また、学校給食では食品の安全・安心を確保するとともに、関係団体等と連携し地産地消を推進します。
児童生徒の生活習慣改善事業 〔担当課〕 保健体育課	学校においては健康的な生活リズムを確立するため、教育活動全体を通して、実践力を身に付ける指導の充実を図っていきます。また、シンポジウムの開催等により、地域・家庭はもとより広く県民への啓発活動を行います。

施策 Ⅲ-1-2	発達段階に応じた教育の振興
-------------	---------------

目 的

幼保小中高が連携を図りながら、発達段階に応じたきめ細かな教育を推進することにより、児童生徒が、心身の健康と確かな学力を身につけ、社会の一員として自立して生きていけるよう育みます。

現 状 と 課 題

子どもが将来にわたり、主体的な生き方を実現していくためには、学校教育において確かな学力を身に付けることが大切であり、各教科の基礎基本の確実な定着を図り、それらを応用し、自ら考え、判断する力を育成する必要があります。

子どもの規範意識や善悪を判断する力、忍耐力や生命を大切に作る心、社会性や他人を思いやる心などが十分に育まれていないと懸念されています。

生活の利便性の向上や外遊び・スポーツの機会の減少などから、子どもたちの体力・運動能力には低下傾向が見られます。

若者の職業観・勤労観の希薄化や早期離職率の高さ、ニートやフリーターと呼ばれる若者の増加などが社会問題となっています。

小中学校において、不登校を理由に30日以上欠席した児童生徒の割合は、全国的に見ても高い状況にあり、安心して過ごせる居場所づくりやスクールカウンセラーによる教育相談体制の充実などを一層進めていく必要があります。

特別な支援を必要とする児童生徒が増加しています。児童生徒一人ひとりの状況に応じた適切な教育が必要です。また、特別支援学校では児童生徒の社会的・職業的自立にむけた教育の充実が求められています。

教育環境の整備のためには、老朽化した県立学校の校舎等の改修や情報化等に対応した施設整備を進めていく必要があります。

取 組 み の 方 向

少人数指導や習熟度別指導等により、一人ひとりの学習上の課題の克服に努めるとともに、家庭での学習習慣の確立や教員の授業力の向上、幼保小中高が連携した学習指導の推進を通して、学力の向上に努めます。

子どもの感性や人間性を育むため、読書活動を推進するとともに多様な体験活動を充実し、子どもの発達段階に応じた「心の教育」を推進します。

教科体育の充実、運動部活動の活性化、体力向上プログラムの実践など学校教育全体を通じた体力づくりを推進し、体力・運動能力の向上に努めます。

子どもの発達段階に応じて、職業、勤労に関する意識や県内産業、企業への理解を高めます。また、専門高校においては、県内の産業界と連携した産業人材の育成を進めます。

子ども一人ひとりの心身の状況を把握し、きめ細やかな対応が可能となるよう、指導体制や相談体制の充実に努めるとともに、子どもの居場所づくりを進めます。

障害のある子どもが自らの能力を最大限に発揮し、社会的・職業的に自立できるよう、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細やかな教育を推進します。

成果指標と目標値

成果指標	平成 19 年度	平成 23 年度
国語、算数・数学が好きな児童生徒の割合	小学 6 年 国語 58.1% 算数 59.4% 中学 3 年 国語 54.2% 数学 48.1%	小学 6 年 国語 60% 算数 65% 中学 3 年 国語 57% 数学 51%
児童生徒の読書をする割合	小学 6 年 34.6% 中学 3 年 28.8%	小学 6 年 60% 中学 3 年 50%
子どもの体力値	中学 2 年 95.0	中学 2 年 96.0
不登校児童生徒の割合	1.64%	1.3%

確かな学力を身につけるためには、教科を好きになることが重要です。全国学力・意識調査の結果から把握できる「小6、中3の国語、算数・数学が好きな児童生徒の割合」を指標としました。全国平均を目指します。

読書は、直接体験できない自然や崇高なものにふれることができ、豊かな心や感性を育みます。一日当たり「30分以上読書をしている小学6年と中学3年の児童生徒の割合」を指標としました。平成19年度の調査における「10分以上30分以下読書をしている」児童生徒の割合を加えた値まで増やすことを目指します。

子どもの体力の向上を目指します。親世代となる昭和50年の中学2年生と現在の中学2年生を比較した値（昭和50年を100として比較）です。ここ数年間の傾向を考慮し、4年間で1ポイントの向上を目指します。

不登校児童生徒の減少を目指します。児童生徒一人ひとりに対して心身の状況を把握し、きめ細やかな対応ができているかをみる指標として選びました。不登校児童数は平成13年度から1,000人を越えているため、まずは、1,000人未満であった平成12年度の水準まで減少させることを目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
学力向上対策事業 〔担当課〕 義務教育課	学力低下が懸念される本県の教育の実態を把握し、その結果判明した諸課題に対して適切に対応するため、学習プリント配信システムの導入や教員の資質向上のための研修事業等を行います。
不登校対策推進事業 〔担当課〕 義務教育課	不登校対策としては、学校復帰や社会的自立を促進するために、市町村が運営する教育支援センターへの支援や、閉じこもりがちな児童生徒への体験活動の場の提供を推進します。また、不登校が発生しにくい教育環境を整えるため少人数学級やクラスサポート事業などを実施します。

事業名	概要
悩みの相談事業 〔担当課〕 義務教育課	不登校、暴力行為、いじめ等生徒指導上の諸課題に対し、未然防止、早期発見、早期対策のためいじめ相談電話やスクールカウンセラーの配置を進め、教育相談体制の機能の充実を図ります。
小学校低学年多人数学級支援事業(30人学級編制・小学校スクールサポート事業) 〔担当課〕 義務教育課	小学校1、2年生の多人数学級において、きめ細やかな指導を進めることによって、基礎基本の定着や個性を生かした特色のある教育を実現するため、当該学校の実態や意向を踏まえ、30人学級編制と非常勤講師の配置のいずれかを実施します。
中学校クラスサポート事業 〔担当課〕 義務教育課	不登校や問題行動などが急増するいわゆる中1ギャップへの対応として、大規模中学校を中心に学習生活指導の両面において、きめ細やかな支援体制を構築するため非常勤講師を配置します。
特別な支援のための非常勤講師配置事業(にこにこサポート事業) 〔担当課〕 義務教育課	通常学級に通うLD、ADHD、高機能自閉症等発達障害のある児童に対して、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、当該児童の持てる力を高め、生活や学習上の困難を克服するために、非常勤講師を配置します。
学びの場を支える非常勤講師配置事業(学びいきいきサポート事業) 〔担当課〕 義務教育課	不適応、不登校等支援を要する児童生徒が在籍している学校のうち、自学教室を設置するなどして個別に指導を行っている小中学校に非常勤講師を配置します。
「働くことを学ぼう」推進事業 〔担当課〕 高校教育課	職業観、勤労観を育成するためのインターシップなどの実施に加え、県内就職を促進するため、就職説明会等の開催や専門高校と地域や産業界との連携による人材育成への取組みを進めます。
学校体育指導力向上事業 〔担当課〕 保健体育課	体育の授業や運動部活動により、児童生徒の運動に親しむ資質や能力の向上を図ります。小・中学生が自由時間等に気軽に楽しみながら運動に取り組める「しまねっ子！元気アップ・プログラム」の活用を推進します。体育教員や運動部活動の指導者の指導力を向上するための研修会等を実施します。

事業名	概要
特別支援学校進路開拓推進事業 〔担当課〕 高校教育課	特別支援学校に在籍する生徒に対し職業教育を実施するとともに、職場開拓を行い、卒業後の進路先の保障に取り組みます。また、進路先の職場や施設等で自立した生活ができるよう、関係機関と連携した卒後支援も進めます。
学校再編成関連施設整備事業 〔担当課〕 教育施設課	社会環境の変化や生徒数の減少をふまえた県立学校の再編成に伴い、不足する校舎や実習施設等の整備を行うことにより、生徒の多様な学習ニーズに対応したより良い教育環境を実現します。
高等学校校舎等整備事業 〔担当課〕 教育施設課	老朽化した高等学校や特別支援学校の校舎、屋内運動場等を計画的に改築・改修して耐震性を確保し、バリアフリー化や新たな機能も取り入れて、児童・生徒にとってより良い教育環境を実現します。
私立学校経営健全性確保事業 〔担当課〕 総務部総務課	経常費補助金等を交付することにより、私立学校の経営の健全性確保、教育条件の維持向上等を促進します。
私立学校生徒確保事業 〔担当課〕 総務部総務課	授業料減免補助による生徒負担軽減や、公立高等学校との連絡調整協議会開催等により、私立高等学校の生徒数確保を支援します。

施策 Ⅲ-1-3	青少年の健全な育成の推進
-------------	--------------

目 的

青少年が、社会の一員として必要な社会規範や自立性、社会性を身に付け、心身ともに健やかに成長するよう、学校・家庭・地域・関係団体と連携して環境整備を進めます。


現 状 と 課 題

非行少年数は減少傾向にあるものの、傷害・恐喝等の粗暴犯が増加するとともに、再非行率が全国平均を上回るなど憂慮すべき状況にあります。
 インターネットなど様々なメディアからの有害情報の氾濫や深夜営業店の増加など、青少年を取り巻く環境の変化は、新たな問題行動を誘発・助長し、青少年の健全な育成に悪影響を及ぼしています。
 学校・家庭・地域・関係団体と連携して、青少年の規範意識や社会性を高めるための地域活動や環境整備を進めていく必要があります。
 様々な問題を抱える家庭や子どもたちが増加しており、関係機関・団体が一体となった相談体制の充実や立ち直り支援が求められています。

取 組 み の 方 向

青少年にとって好ましくない営業形態や有害情報等の氾濫を防止するための規制、模範となるべき地域社会の大人自身の意識改革など、関係機関・団体、企業、学校、家庭、地域住民等と連携して、青少年が健全に成長できる環境づくりを進めます。
 地域住民による非行防止のための活動や青少年の社会参加活動を育成・支援します。
 関係機関や団体等と連携して、様々な問題を抱える家庭や青少年に対する相談や立ち直りの支援を行います。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度		平成 23 年度
青少年健全育成活動年間参加者数	29,085 人		40,000 人
刑法犯少年の再非行率	35.6%		30%

県、青少年育成島根県民会議などが行う活動への参加者数の増加を目指します。ここ数年増加を見込み、目標値を設定しました。
 青少年の再非行率の減少を目指します。平成 19 年の全国平均値（30%）を目標値としました。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
青少年を健やかに育む意識向上事業 〔担当課〕 青少年家庭課	大人自身のモラル向上や家庭が担う役割の再認識、青少年への影響が懸念される社会環境の改善など、青少年健全育成に対する県民の意識を高めるため、広報啓発や地域での取り組みの支援を行います。
地域で育む子ども対策事業 〔担当課〕 警察本部 生活安全部	地域の子どもは地域で守ることを基本に、関係機関・団体、学校、家庭、地域等と連携して、少年の社会参加活動や子どもたちを違法・有害な情報から守るための対策を推進します。また、子ども支援センターと連携して、様々な困難を抱える少年に対する立ち直り支援を推進します。
少年非行防止対策事業 〔担当課〕 警察本部 生活安全部	少年を非行から守り、育てるために、ボランティア団体、地域住民と協働した街頭活動を強化するとともに、非行防止教室の開催による少年の規範意識の醸成、少年相談による悩みやいじめ問題の解決等の対策を推進します。

施策 Ⅲ-1-4	高等教育の充実
-------------	---------

目 的

自主的・自律的な運営による魅力ある学校づくりを進めながら、地域社会に貢献する優れた人材を育成するよう、地域に密着した研究活動や教育活動の充実を図ります。

現 状 と 課 題

大学、高等専門学校は、県内で高等教育を受ける機会を提供し、優れた人材を輩出するとともに、公開講座の開催や民間との共同研究などを通じて学術研究の成果を広く県民に還元しています。

少子化の影響により大学間競争が激化しており、魅力のある大学づくりが求められています。

県立大学は、大学改革により、平成 19 年 4 月に運営主体として公立大学法人島根県立大学を設立しました。これに併せ、松江、出雲にあった短期大学を統合し、島根県立大学短期大学部（松江キャンパス、出雲キャンパス）として、同法人が運営しています。

自主的・自律的な運営による地域に密着した教育・研究活動が行われ、県民にとっても魅力的な知の拠点であるよう期待されています。

取 組 み の 方 向

公立大学法人島根県立大学の運営が円滑に行われ、島根県立大学と同短期大学部が「学ぶ意欲を大切にし、高めていく大学」、「地域に根ざし、地域に貢献する大学」、「北東アジアにおける知的共同体の拠点として世界と地域をつなぐ大学」として魅力を高めていくよう、必要な支援を行います。

大学や高等専門学校と、行政機関、教育・研究機関、企業等との連携を一層深め、地域をフィールドとした幅広い研究活動が充実されるよう支援するとともに、その成果の県政運営への反映を図ります。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度	平成 23 年度
県立大学・短期大学部の入学定員充足率	県立大学 浜田キャンパス：110% 短期大学部 松江キャンパス：117% 出雲キャンパス：103%	100%以上
県立大学・短期大学部の公開講座年間受講者数	5,034 人	5,000 人以上

少子化の影響による大学全入学時代の中で、魅力ある大学づくりが行われていることをみる 1 つの指標として選びました。(県立大学中期計画の目標値)

県民に開かれた大学として地域に貢献していることをみる指標として選びました。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
公立大学法人評価・管理事業 〔担当課〕総務部総務課	公立大学法人島根県立大学の運営が計画通り適正に行われるよう業績評価を行います。
公立大学法人島根県立大学運営費交付金 〔担当課〕総務部総務課	公立大学法人島根県立大学の運営が円滑に行われるよう、運営費交付金を交付します。
公立大学法人島根県立大学特殊要因経費補助金 〔担当課〕総務部総務課	公立大学法人島根県立大学の運営が円滑に行われるよう、施設整備等臨時的で多額な経費を要するものに対して補助金を交付します。

施策 Ⅲ-2-1	生涯を通じた学習と社会貢献活動の推進
-------------	--------------------

目 的

県民一人ひとりが自主的・主体的に生涯を通じた学習に取り組むとともに、その学習の成果が社会生活に生かされる生涯学習社会を目指します。
多くの県民が、地域課題の解決に向けた様々な社会貢献活動に、積極的に参加しやすい環境づくりを目指します。

現 状 と 課 題

県民の潜在的な学習ニーズにも対応した情報提供や相談、地域での学習・実践活動の充実を図り、学習の成果を社会生活に生かす取組みが求められています。
県内の NPO 法人数は年々増加しており、ボランティア活動率も 34%と全国で 2 番目に高くなっています。特に、福祉、まちづくり、子どもの健全育成の分野の活動が活発に行われています。
地域の課題に自発的に取り組む自治活動団体や、多様な公共サービスの担い手としての NPO 法人・ボランティア団体等の活動は、県民が生き生きと心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現に大きな役割を果たすものと期待されています。

取 組 みの 方 向

県民がいつでもどこでも、誰とでも学べ、その成果を生かすことができるように、社会教育施設における学習支援機能を充実するとともに、学習情報の提供、学習指導者の研修、図書館サービスの充実、青少年の自然体験に取り組めます。
地域に根ざした自治活動（自治会、地区社会福祉協議会・体育協会、自主防犯防災組織など）を振興するとともに、その中核となる公民館の機能強化を支援します。
NPO やボランティアに関する情報の収集・提供や、先駆的な団体の顕彰を行い、活動の促進・支援を行います。
NPO やボランティアの組織を支え、活動が継続的、円滑に実施できるよう、組織の核となるリーダーや運営者等に対して、組織・人材育成支援を行うとともに、NPO 相互の連携・ネットワークづくりや財政基盤の強化に向けた支援を行います。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度	→	平成 23 年度
生涯学習に取り組んでいる人の割合	34.2%	→	50%
NPO 法人の認証数	183 法人		250 法人
ボランティア活動に参加している人の割合	29.1%		35%

「県政世論調査」において「講座の受講、講演会への参加、習い事、自主学习などに取り組んでいる」と回答した人の割合です。半数以上の人々が生涯学習に取り組むことを目指します。
社会貢献活動の推進状況を見る指標です。平成 20 年に施行される新公益法人制度の影響も考慮し、ここ数年の年間平均認証数 32 法人の半数程度を認証することを目指します。

「県政世論調査」において「ボランティア活動に参加している」と回答した人の割合です。平成18年度の社会生活基本調査（総務省）によるボランティア活動の行動者率全国一の割合 35%を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
生涯学習推進センター事業 〔担当課〕生涯学習課	公民館をはじめとする社会教育施設の職員や NPO 関係者、各種コーディネーター、PTA 指導者などを対象に、社会教育や「学社連携・融合」に関する学習支援プログラムなど即戦力を養いかつ専門的スキルを習得するための研修プログラムを開発・実施します。
青少年の家事業 〔担当課〕生涯学習課	小中学生を中心とした青少年に、宍道湖の湖面活動（サバニ・カッター）など多面的な体験活動プログラムや交流の機会、宿泊研修等の場を提供することにより、心身の健全な育成を図ります。
少年自然の家事業 〔担当課〕生涯学習課	小学生を中心とした子どもたちに、江津市の浅利富士の林間の自然を活用した多面的な体験活動プログラムや交流の機会、宿泊研修等の場を提供することにより、心身の健全な育成を図ります。
県立図書館事業 〔担当課〕生涯学習課	県民の高度化・多様化する学習ニーズに応え、県・市町村を通じた総合的な図書館サービスを充実するため、市町村立図書館、学校図書館に対する支援を強化します。また、子ども読書活動の推進や関係機関のネットワーク化、郷土資料をはじめとする図書資料整備とレファレンスの強化を図ります。
活動団体の自立促進と活性化事業 〔担当課〕環境生活総務課 NPO 活動推進室	地域の課題解決に自主的、自発的に取り組む団体の活動がより活発化し、より良い地域づくりが進められるよう人材育成等の支援や県民活動拠点の充実を図ります。

施策 Ⅲ-2-2	スポーツの振興
-------------	---------

目 的

県民一人ひとりの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて多様なスポーツ活動が実践できる環境づくりを目指します。
 国際大会や国民体育大会などの全国大会において、優秀な成績を収められる選手の育成を目指します。

現 状 と 課 題

健康で心豊かに暮らしていくため、それぞれの体力や年齢、目的等に応じたスポーツ活動に対する関心が高くなっています。
 子どもたちに運動頻度の減少が見受けられるとともに、県民の50歳以上の3分の1が1年間全く運動・スポーツを行っていない状況にあり、今後、この年代を中心として実施率を高めていく必要があります。
 国際大会・全国大会等での本県選手の活躍や本県出身者のスポーツ界での活躍は、県民に明るい話題を提供し、夢や感動を与えています。
 本県選手の競技力を向上させ、国民体育大会をはじめとする全国規模での大会やスポーツ界で活躍する選手が増えることが期待されています。

取 組 み の 方 向

多くの県民がスポーツ活動を実践できるよう、「しまね広域スポーツセンター」を中心として、総合型地域スポーツクラブの育成やスポーツ情報の提供などに努めます。
 国体等の全国大会で優秀な成績を収める選手を育成するため、学校体育団体や競技団体が実施する強化練習会や指導者研修会などを支援します。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成19年度	➡	平成23年度
スポーツに取り組んでいる人の割合	36.3%		40%
国民体育大会入賞競技数	13 競技		13 競技

「県政世論調査」において「運動やスポーツに取り組んでいる」と回答した人の割合です。ここ数年30%台で推移していること、国のスポーツ振興基本計画で「できる限り早期に成人の週1回以上のスポーツ実施率を50%とする」としていることを考慮して目標値を設定しました。
 国民体育大会で本県選手が入賞した競技数です。毎年この水準が維持できることを目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
生涯スポーツ推進事業 〔担当課〕保健体育課	多くの県民がスポーツ活動を実践できるよう、県立水泳プール内に設置した「しまね広域スポーツセンター」を中心として、総合型地域スポーツクラブの育成やスポーツ情報の提供などに努めます。
国体選手強化事業 〔担当課〕保健体育課	国体等の全国大会で本県選手が優秀な成績を収めるため、競技団体が実施する強化練習会や指導者研修会などを支援し、競技力向上に努めます。
ジュニア競技力強化事業 〔担当課〕保健体育課	全国高校総体をはじめとする全国大会での上位入賞を目指し、学校体育団体が実施する強化練習会などを支援し、本県競技力の中心となる中学生・高校生の競技力向上に努めます。また、小学生・中学生を対象に長期的な視点にたったスポーツ教室等を実施し、一貫指導体制のもとで選手育成を図ります。

施策 Ⅲ-2-3	芸術・文化の振興
-------------	----------

目 的

県民が芸術文化を楽しんだり、自ら活動に参加したりする機会を増やすことにより、暮らしの中で潤いや心の豊かさが実感できるような環境づくりを目指します。

現 状 と 課 題

県民一人ひとりが日常の暮らしの中で潤いや心の豊かさを実感できるように、国内外の優れた芸術文化に親しみ、個性あふれる地域文化を創造していくことが重要です。

国内外の優れた美術、音楽、演劇などに触れる機会の提供をはじめ、教育・普及活動や芸術文化活動の育成・支援、地域の人々の交流の場の提供などに、県立美術館、芸術文化センター、県民会館の積極的な活用が求められています。

島根県文化団体連合会を中心として、県民や地域が主体となった自主的な文化活動が行われています。

県民の文化活動の種を掘り起こし、文化の担い手の育成に努め、文化活動の裾野の拡大を図るとともに、地域固有の文化資源を発掘、活用して新しい文化の創造・育成につなげていくことが求められています。

取 組 み の 方 向

多彩な文化活動を促進するため、県民文化祭など発表機会の提供や、文化ファンドの活用などにより県民の自主的な文化活動の支援に取り組みます。

文化施設を活用して芸術文化の鑑賞機会の充実や、文化を担う人材の育成と県民主体の新しい文化の創造に取り組みます。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度	平成 23 年度
県民文化祭の参加者数	45,554 人	50,000 人

芸術・文化活動に取り組んでいる状況を見る 1 つの指標として、文化活動の発表の場である「県民文化祭」の参加者数を選びました。年間 1,000 人程度の増加を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
創造的な文化活動推進事業 〔担当課〕文化国際課	島根県文化団体連合会主催の県民文化祭開催への支援や、活動団体等の文化ファンドの活用を推進します。また、文化振興財団と県が連携し、県民参加ミュージカル公演など県民の創造的な文化活動を推進する事業の実施により、県民の文化活動をより一層活発にするとともに、レベルアップを図ります。
芸術文化センター事業 〔担当課〕文化国際課	石見地域における芸術文化の拠点施設として、美術館とホールが一体となった特徴を活かしながら、県民に美術・音楽・演劇などの質の高い芸術文化の鑑賞機会を提供するとともに、地域文化を活かして新しい芸術文化を育み、人々の交流の場となる事業を展開します。
県立美術館事業 〔担当課〕文化国際課	県立美術館において企画展・コレクション展を開催するとともに、芸術をより深く理解するための教育・普及活動を行うことにより、県民に優れた美術を鑑賞する機会や、美術分野における活動発表の機会を提供します。
青少年文化活動推進事業 〔担当課〕生涯学習課	多様な芸術文化に触れることにより児童・生徒の豊かな情操を培うとともに次代の文化活動の担い手を育成するため、学校だけでなく地域・文化団体とも連携し、活動成果の発表機会の提供、社会人指導者の活用による技術・表現力の向上を図ります。

施策 Ⅲ-3-1	人権施策の推進
-------------	---------

目 的

県民一人ひとりが人権の意義や重要性を認識し、人権が尊重され、差別や偏見のない住みよい社会の実現を目指します。

現 状 と 課 題

人権尊重の意識や理解は、これまでの人権教育や人権啓発を通して高まってきました。しかし、同和問題をはじめ、様々な人権問題において依然として差別意識は根深く存在しており、人権を侵害する行為があとを絶たない状況にあります。

インターネットを悪用した人権侵害など社会情勢の変化に伴う新たな問題も生じています。

家庭・地域・企業その他一般社会における啓発指導者養成などが十分でなく、人権教育や人権啓発がなかなか進まない状況にあります。

取 組 み の 方 向


女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題等の重要な人権問題の解決に向けて、引き続き人権教育や人権啓発などに取り組みます。

インターネットによる人権侵害など、新たな人権問題に適切に対応できるように人権教育や人権啓発などを充実します。

各地域における啓発指導者の養成や民間での自主的な啓発活動の支援を行い、隣保館や公民館などを活用しながら家庭・地域・企業その他一般社会における人権教育や人権啓発の取組みを進めます。

市町村をはじめ関係機関、企業等と連携して人権施策を積極的に推進し、一人ひとりの人権が真に尊重される社会の実現を目指します。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度		平成 23 年度
「人権啓発フェスティバル」・ 「人権・同和問題を考える県民のつどい」参加者数	2,250 人		3,000 人

人権意識の高まりや人権尊重意識の定着をみる 1 つの指標として、「人権啓発フェスティバル」・「人権・同和問題を考える県民のつどい」の参加者数の増加を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
人権啓発事業 〔担当課〕人権同和対策課	県民の人権・同和問題への関心を高め理解を深めるため、イベントや広報などの啓発活動を行います。
人権研修事業 〔担当課〕人権同和対策課	県職員及び市町村職員等の人権意識の高揚を図ることにより、人権に配慮した職務が遂行されるよう、人権・同和問題研修を実施します。 企業、団体等が行う研修会を推進するため、研修会に講師を派遣します。
人権啓発指導者養成事業 〔担当課〕人権同和対策課	各地域における研修の充実と人権意識の向上を図るため、市町村担当職員及び各種団体の指導者を対象に指導者としての資質と指導力の向上を図る研修会を開催します。
人権・同和教育推進事業 〔担当課〕人権同和教育課	県及び市町村の同和教育推進組織、学校教育・社会教育研究組織等の連携と組織的な取り組みを推進し、地域の実態に即した人権・同和教育の充実に努めます。
進路保障推進事業 〔担当課〕人権同和教育課	人権・同和教育専任教員や同和教育指導員による市町村及び県立学校の訪問や進路保障に主として関わる教員を対象とした連絡協議会を開催します。さらに、同和地区児童生徒、保護者、教職員の交流活動や教育相談活動を行います。
隣保館運営等事業 〔担当課〕人権同和対策課	隣保館の運営、改修等に助成を行うとともに、隣保館職員の資質の向上を図るため研修等を実施します。

施策 III-3-2	男女共同参画の推進
---------------	-----------

目 的

男女共同参画意識の普及啓発等を行うことにより、男女共同参画についての理解を深め、県民一人ひとりが、性別に関わりなく、個性と能力を發揮でき、共に支えあう地域社会の実現を目指します。

現 状 と 課 題

個人が様々な可能性を自ら選択でき、能力を最大限發揮できる環境づくりが求められており、これまでの働き方を見直し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進することが重要な課題となっています。

広報・啓発活動など様々な男女共同参画の取組みを進めてきましたが、政策・方針決定過程等への女性の参画は、未だに不十分で、性別による固定的な役割分担意識は家庭、職場、地域などでまだ根強く残っています。

このため、あらゆる機会を通じて県民の固定的性別役割分担意識の解消やこうした意識に基づく制度や慣行を見直す一層の取組みを進めていく必要があります。また、住民に身近な市町村が男女共同参画計画を策定し、積極的に取り組むことが求められています。

女性相談件数は近年増加の傾向にあり、中でもDV（配偶者等からの暴力）を主訴とする相談が増加しており、被害者からの相談や一時保護などに適切に対応する必要があります。

取 組 み の 方 向

男女共同参画の理念が正しく理解され、社会のあらゆる分野に根強く残る固定的性別役割分担意識やそれに基づく制度や慣行が見直されるよう啓発事業を行います。

家庭、職場、学校、地域その他社会のあらゆる分野で男女共同参画を推進するため、県民、事業者、市町村と連携・協力して取り組みます。

女性相談センターや各児童相談所などの県の女性相談窓口に加え、住民により身近な市町村にも相談窓口を設置するよう働きかける等、相談体制の強化を図ります。

法律、医療、福祉、民間支援団体等の関係機関との連携によりDV被害者の自立に向けての支援を行います。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成19年度	→	平成23年度
固定的性別役割分担意識にとらわれない人の割合	63.6%	→	75%

「県政世論調査」において、「男は外で働き、女は家庭を守るという考え方に同感しない」「どちらかといえば同感しない」と回答した人の割合です。「男女共同参画計画」による平成22年度末の目標値です。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
男女共同参画の理解促進事業 〔担当課〕環境生活総務課 男女共同参画室	男女共同参画の理念が正しく理解され、社会のあらゆる分野で固定的性別役割分担意識に基づく制度や慣行が見直されるよう啓発事業を行います。また、市町村における取組みを進めるため、すべての市町村で男女共同参画計画が策定されるよう積極的に支援します。
関係団体等との連携による男女共同参画推進事業 〔担当課〕環境生活総務課 男女共同参画室	社会のあらゆる分野で男女共同参画を推進するため、男女共同参画審議会、男女共同参画社会形成促進会議の開催等、県民、事業者や市町村と連携・協力して取り組みます。
女性の参画促進・人材育成事業 〔担当課〕環境生活総務課 男女共同参画室	政策・方針決定過程への女性の参画を進めるため、審議会等への女性の参画の促進や地域において男女共同参画を推進するリーダーの養成を行います。また、しまね女性ファンドを活用して女性グループの自主的な活動を支援します。
女性相談事業 〔担当課〕青少年家庭課	様々な悩みを持つ女性について、女性相談センターなどの女性相談窓口で広く電話や面接による相談に応じ、問題解決のために必要な情報提供、助言、指導などを行います。
DV 被害者等保護事業 〔担当課〕青少年家庭課	配偶者等からの暴力をうけたり、何らかの事情で保護が必要な女性に対して、一時保護所への入所など適切な保護を実施し、問題解決に向けての支援を行います。

施策 Ⅲ-3-3	国際化と多文化共生の推進
-------------	--------------

目 的

国籍などの異なる人々が互いの文化や価値観の違いを理解しあい、共に地域社会の一員として安心して暮らすことのできる、多文化が共生する地域づくりを目指します。

国際社会での相互理解を深め、国際的な感覚を養い、コミュニケーション能力を高めるなど、国際社会の中で活動できる人材の育成を目指します。

現 状 と 課 題

県内に住む外国人は、平成 18 年 12 月末現在で 55 カ国、約 6,100 人に達し、10 年前の約 1.8 倍になりました。言語や文化、生活習慣、価値観など、相互理解を深め、国際的視野に立った共生社会づくりが求められています。

交通機関等の発達により、容易に出入国できる環境や条件は向上しつつあり、年間 35,000 人の県民が出国するほか、外国人観光客の県内宿泊者数も約 30,000 人に及んでいます。

県内企業においても輸出入の拡大や海外企業との連携が深まりつつあるなど、様々な分野で国際社会の中で活躍できる人材が求められています。

国際的な地球環境・エネルギー問題、貧困や格差、自然災害などの問題・課題が顕在化しており、本県のもつ技術・ノウハウや人材を通して、国際社会の発展に貢献することが求められています。


取 組 み の 方 向

外国人住民に対する情報提供の充実や、外国人住民と地域住民との相互理解の増進を図り、多文化が共生する地域社会づくりを進めます。

海外の青年との交流事業等により、島根の将来を担う若者の国際感覚を養い、世界に対する理解と親善を深める人材を育成します。

北東アジア地域自治体などからの技術者の受け入れや技術習得等の支援により、当該国・地域の発展に貢献します。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度		平成 23 年度
国際交流ボランティア登録者数	446 人		500 人

しまね国際センターに国際交流・協力ボランティアとして登録している人数です。年間 10 程度の増加を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
外国人住民との共生事業 〔担当課〕文化国際課	国籍の多様化と人口の増加が進む外国人住民を生活者・地域住民として受け入れ、様々な課題について関係機関とも連携を図ることで、多文化が共生する地域づくりを推進します。
次世代人材育成事業 〔担当課〕文化国際課	北東アジア地域など、海外の青年との交流事業を実施することによって、島根県の将来を担う若者の国際感覚を養い、世界に対する理解と親善を深めます。
国際協力事業 〔担当課〕文化国際課	本県が交流を進めている地域の若者や本県出身の南米移住者子弟等を受け入れ、技術の伝承や人材の育成を行うほか、JICA等に協力し、海外の国・地域の発展に貢献します。

施策 Ⅲ-4-1	多様な自然の保全
-------------	----------

目 的

県民が将来にわたって豊かな自然の恵みを楽しむことができるよう、多様な自然の保全に取り組めます。

現 状 と 課 題

県内に生息生育する動植物の中には、開発や過疎化の進行による森林や農地等の荒廃による生息生育環境の悪化や、人為的に持ち込まれた外来種などの影響により、絶滅の危機に瀕しているものもあります。

農林地の荒廃は、大雨等による災害発生の危険性を高めるとともに、下流の河川、湖沼等の水質汚濁につながるものが危惧されています。

森林、河川、湖沼、海域などの自然環境の保全、農地等の環境保全機能の維持、回復に努める必要があります。

多くの水鳥が飛来し、しじみなどの水産資源の宝庫である宍道湖・中海は、ラムサール条約登録を契機として、「賢明な利用」をキーワードとした自然との共生に向けた機運が高まりつつあります。

県民共有財産である自然を維持・保全していくために、県民と行政が一体となった取組を広げていくことが必要となっています。

取 組 み の 方 向


自然保護の普及啓発、県民との協働の推進、自然公園や自然環境保全地域などの適正管理により、優れた自然の保全に努めます。

動植物の生息生育情報の収集を行い、絶滅のおそれのある動植物については、大学や研究機関などと協力して、具体的な保護対策を検討するための調査・研究に取り組めます。

「水と緑の森づくり税」の活用など、県民、行政が一体となった、緑豊かな森の再生、水質浄化機能の維持等の取組を推進します。

水源のかん養、洪水の防止、美しい景観など、農地等が有する環境保全機能を維持するため、地域ぐるみの取組みや県民等との協働を促進します。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度		平成 23 年度
みんなで守る郷土の自然地域 選定箇所数	55 箇所		60 箇所
県民協働の森づくり活動年間 参加者数	50,296 人		72,000 人

動植物の生息・生育地など、地域の貴重な自然を住民が自主的に守る活動を行っている地域の選定数です。年間 1 箇所の指定増加を目指します。

県民参加の森づくり活動として、ボランティアで森林整備・保全・管理・資源活用活動を行なった人数です。県人口の約 1 割の参加者数を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
自然環境保全地域の保全事業 〔担当課〕自然環境課	県内の優れた自然環境を保全するため、自然環境保全地域を指定し、これらが将来の世代に良好な状態で継承されるよう、地元住民等の協力を得て、適正な保全に努めます。
自然再生推進事業 〔担当課〕自然環境課	ウスイロヒョウモンモドキやオニバスなど、絶滅のおそれのある動植物を保護していくとともに、これらの動植物が生息・生育できる環境づくりを大学や研究機関、地域住民とともに進めていきます。
ラムサール条約湿地の賢明利用推進事業 〔担当課〕自然環境課	ラムサール条約湿地「宍道湖・中海」の「環境の保全」と「賢明な利用」を地域全体で取り組んでいけるよう、県民、民間団体、沿岸自治体、鳥取県や国と連携し、事業の推進に努めます。
中山間ふるさと水と土基金事業 〔担当課〕農村整備課	中山間地域等において、農地等の利活用及び保全整備等の促進に対する支援を行い、農地等の有する多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の推進を図ります。
水と緑の森づくり事業 〔担当課〕林業課 森林整備課	水を育み緑豊かな森林づくりへの県民理解を促進し、森林の様々な恵みを楽しんでもらうために、「水と緑の森づくり税」を財源として、県と森林所有者等が一定の条件のもとに協定を締結し、荒廃した森林を再生します。
県民参加による森林づくり事業 〔担当課〕林業課	島根県立ふるさとの森を活用して森林に対する県民理解を醸成するとともに、「水と緑の森づくり税」や「緑の募金」を活用し、地域住民や緑の少年団、NPO、企業などが主体となる県民参加の森林づくりを推進します。

施策 Ⅲ-4-2	自然とのふれあいの推進
-------------	-------------

目 的

自然公園・森林公園や自然学習施設を自然の観察や環境学習の場として活用し、県民の身近な自然とのふれあいを推進します。

現 状 と 課 題

人は、自然から水、空気、食べ物のほか、心の安らぎや生きる力を得たり、多様な生き物が共に生きることの大切さを学んだり、様々な恵みを楽しんでいます。

登山やハイキング、自然体験や自然保護ボランティアなど、自然とのふれあいのニーズは高まりつつあります。

これまでに整備された自然公園、森林公園や、三瓶自然館、宍道湖自然館、しまね海洋館などの施設は、自然とのふれあいを楽しんだり、生き物との接し方や持続可能な利用について学ぶ環境学習の場として積極的に活用することが求められています。

取 組 み の 方 向

自然公園、自然環境保全地域、中国自然歩道等は、市町村や地域の管理団体と協力しながら適正に維持管理を行い、自然観察会や環境学習、エコツアーの場等として積極的に活用していきます。

三瓶自然館、宍道湖自然館、しまね海洋館などの施設は、生き物とふれあい、自然や環境について学ぶための拠点施設として、積極的に活用していきます。

河川や海岸などの公共工事の実施にあたっては、生物の生息生育環境やふれあいの場づくりに配慮します。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度		平成 23 年度
自然公園等の年間利用者数	865 万人		865 万人
自然学習施設の年間入場者数	75.6 万人		76 万人

国立・国定公園、県立自然公園及び中国自然歩道の利用者数です。観光動態調査結果等を基に公園又は歩道ごとに算出します。現状維持を目指します。

三瓶自然館、宍道湖自然館、しまね海洋館の3施設の年間入場者数です。現状維持を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
自然公園の整備・管理事業 〔担当課〕自然環境課	国立・国定公園、県立自然公園の自然を保護しながら、安全で快適に利用してもらうため、公園内の行為に対する許可や公園内の施設の整備・補修等を行って、適正な維持管理に努めます。
中国自然歩道の整備・管理事業 〔担当課〕自然環境課	県内の中国自然歩道を安全で快適に利用してもらうため、自然歩道内の施設の整備や補修等を行って、適正な維持管理に努めます。
県立しまね海洋館の管理運営 〔担当課〕地域政策課	日本海を中心とした水生生物を間近で見ることのできる場を創出し、質の高い自然学習の機会を広く県民に提供します。
< 河川・海岸環境整備事業 > 河川環境整備事業 海岸環境整備事業 〔担当課〕河川課	自然環境との調和を保ちながら、親水性、生態系に配慮した河川・海岸の整備を行います。

施策 Ⅲ-4-3	景観の保全と創造
-------------	----------

目 的

自然景観や田園景観、都市景観など地域の優れた景観を守り育て、魅力ある景観づくりを目指します。

現 状 と 課 題

地域風土に根ざした景観は、そこに住む人のみならず、訪れる人たちにとってもかけがえのない財産や資源であり、私たちの生活に潤いとやすらぎを与えてくれます。

美しい街並みづくり、築地松景観の保全、自然環境や歴史を活かした景観保全、環境美化活動など様々な景観づくりの活動が、住民団体やNPO、企業等により進められています。


より多くの市町村が主体的に景観の保全と創造に取り組むとともに、地域の特徴を生かした個性豊かでよりきめ細かな景観の形成を図っていくことが必要です。

県土全体の景観づくりについては、市町村間の広域的な調整や連携が必要です。

取 組 み の 方 向

築地松景観や石州赤瓦の家並みなど地域の優れた景観の保全、住民団体による様々な景観づくりの活動や市町村の主体的な取り組みを支援するとともに、景観を損なう行為に対する指導や助言などを行います。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成19年度		平成23年度
景観づくりに関する住民協定数	212件		220件

景観づくり条例に基づく「景観形成住民協定」及び「築地松景観保全住民協定」の協定数です。年間2件程度の増加を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
<p>地域性豊かな景観の保全事業</p> <p>〔担当課〕都市計画課</p>	<p>地域を代表する優れた景観である出雲平野の築地松景観を保全するため、維持経費の助成並びに広報や研修などを行います。また、石州赤瓦の家並みなどを保全するため、普及啓発や住民協定の締結を進めます。</p>
<p>魅力ある景観の創造事業</p> <p>〔担当課〕都市計画課</p>	<p>優れた景観を形成していくために、市町村や県民などが行う景観づくりを支援します。また、優れた景観を形成した施設や活動などを表彰します。</p> <p>周囲の景観に影響を与える大規模な建築等の行為について届出を求め、景観に配慮した施設となるよう指導や助言を行います。</p> <p>屋外広告物の掲出にあたって、良好な景観を形成するために、必要な規制を行います。</p>

施策 Ⅲ-4-4	文化財の保存・継承と活用
-------------	--------------

目 的

県民が、全国に誇る島根固有の歴史・文化に理解を深め、次の世代へ保存・継承するとともに、魅力ある地域づくりのために、積極的な活用を目指します。


現 状 と 課 題

本県には、荒神谷遺跡や加茂岩倉遺跡の青銅器群、全国で唯一完本として伝わる「出雲国風土記」、出雲大社など全国に誇りうる古代文化を中心とする歴史・文化が豊富に伝承され、国宝7件をはじめ565件の国指定・県指定の文化財が存在します。平成19年の「古代出雲歴史博物館」の開館や「石見銀山遺跡」の世界遺産登録などを契機に、全国的に本県の歴史・文化に対する関心が高まりつつあります。重要文化財である建造物の老朽化、火災や盗難による滅失、生活環境の変化や過疎化の進展などによる民俗芸能の衰退など、歴史・文化を継承していく上での課題が多くあります。本県の誇るべき固有の歴史・文化を活用し、本県の存在意義を全国にアピールするとともに、郷土への誇りと愛着の醸成、歴史と文化を生かした地域づくりを進めていく必要があります。

取 組 み の 方 向

本県固有の歴史・文化の調査研究と情報発信を行います。様々な文化財が良好な状態で次世代に継承されるよう、修繕、継承活動などに助成を行います。古代出雲歴史博物館など様々な施設を活用し、小中学生をはじめ県民の歴史・文化や文化財に対する理解を深める事業を行います。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成19年度		平成23年度
島根県において、文化財の保存・継承と活用がなされ、地域の歴史・文化が豊かと思う人の割合	57.2%		60%

「県政世論調査」において「文化財が保存・継承・活用されていると思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合です。近年40%台であった数値は、石見銀山遺跡、出雲歴史博物館などの影響により平成19年度は大幅に増加しており、60%を目標にします。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
<p>未来へ引き継ぐ石見銀山保全事業 〔担当課〕文化財課</p>	<p>世界遺産「石見銀山遺跡」を適切に管理し、未来へ継承していくため、世界遺産としての価値を更に解明する「調査研究」と遺跡を後世に確実に伝えていくための「保存整備」を施策の柱として、必要な事業を実施します。</p>
<p>古代文化研究事業 〔担当課〕文化財課</p>	<p>島根の特色ある歴史・文化について、基礎的な研究を継続するとともに、古代出雲歴史博物館の企画展示等でその成果を情報発信するため、特定のテーマについて、集中的に調査研究を行います。</p>
<p>歴史遺産保存整備事業 〔担当課〕文化財課</p>	<p>県内の歴史遺産(有形、無形、民俗文化財、史跡等の指定文化財)を、県民共通の財産・地域の資源として継承・活用するためには適切な保存修理・管理が必要です。市町村や所有者が行う修理・管理事業に対して、経費の一部を助成し、必要な助言指導を行います。</p>
<p>古代出雲歴史博物館管理運営事業 〔担当課〕文化財課</p>	<p>島根の歴史・文化を、わかりやすく展示・紹介する古代出雲歴史博物館において、魅力的な企画展示等の運営や適切な維持管理を行います。</p>

施策 Ⅲ-4-5	環境保全の推進
-------------	---------

目 的

県民、事業者、行政が一体となって、地域における環境保全や地球温暖化対策に取り組むとともに、環境への負荷の少ない循環型社会の実現を目指します。

現 状 と 課 題

大気・水質環境は、おおむね良好な状態を保っていますが、大気中の光化学オキシダント濃度が季節的に高濃度になる現象が見られたり、都市部の河川などで水質環境基準を満たしていないところもあります。

島根県では、2010年の二酸化炭素の排出量を1990年に比べ2%削減することを目標としていますが、2004年時点では14.6%増加している状況です。

日常生活や事業活動において、身近な環境の保全に取り組むとともに、省エネルギーの推進、新エネルギー導入などによる二酸化炭素排出抑制に取り組むことが求められています。

一般家庭や事業所等からの廃棄物の排出量については、近年、減少傾向が見られますが、循環型社会を構築するためには、引き続き、廃棄物の発生抑制、資源の循環利用、廃棄物の適正処理を進めることが必要です。

自然循環機能の維持保全を図るため、環境にやさしい農林水産業を推進する必要があります。

取 組 み の 方 向

大気環境や公共用水域の水質の定期的な監視等を行うとともに、より迅速な情報の提供に努めます。

島根県地球温暖化対策協議会のもとに、県民、事業者、行政が各分野で進めている対策の連携を強め、より多くの県民、事業者が具体的な二酸化炭素削減の行動に移されるよう取り組みます。

太陽光発電、風力発電、水力発電、バイオマス利用などの新エネルギーの利活用の促進に向けて、調査・研究や普及啓発を行います。

環境への負荷の少ない循環型社会を実現するため、県民、事業者、行政のそれぞれが適切な役割を担い、廃棄物等の3R（発生抑制、再使用、再生利用）及び適正処理の取り組みを進めます。

資源の循環利用や合理的な施肥技術・減農薬など環境への負荷軽減に向けた農林水産業の取り組みを推進します。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成19年度	平成23年度
地球温暖化対策協議会の会員数	5,642人	11,100人
公共用水域におけるBOD(COD)環境基準達成率	79.4%	85%
一般廃棄物の年間排出量	261千トン	245千トン
エコファーマー認定数	1,653人	2,200人

地球温暖化防止対策を推進するために民間団体、一般県民、行政機関等で構成する島根県地球温暖化対策協議会の会員数です。当該協議会における平成 22 年度末の目標値です。

公共用水域における BOD(COD)に係る環境基準達成率は、環境基準が達成されている水域数の割合です。34 水域中 27 水域が達成されており、今後 2 水域の達成を目指します。

BOD (COD): 生物化学的酸素要求量。好気性バクテリアが、水中の有機物を酸化分解するのに必要な酸素量で、水質汚濁の指標の 1 つ。化学的酸素要求量 (COD) が海域や湖沼で用いられるのに対し、BOD は河川の汚濁指標として用いられます。

県民の取組みと直接関係する家庭や事業所から排出される一般廃棄物の排出量です。「しまね循環型社会推進計画」の平成 22 年度末の目標値です。

エコファーマーとは、堆肥等による土づくりと減農薬・減化学肥料を一体的に行なう知事の認定を受けた農業者です。販売農家の約 1 割を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
省エネ・3R の県民行動促進事業 〔担当課〕環境政策課	県民や事業者の省エネ、省資源の環境に配慮した行動に対し、エコポイントの付与等の経済的なインセンティブを与える県民運動を展開します。
事業者における地球温暖化対策事業 〔担当課〕環境政策課	二酸化炭素排出量の過半を占める事業者に対し、環境保全と経済活動が両立した地球にやさしいエコ経営の普及を図ります。
産業廃棄物適正処理対策事業 〔担当課〕廃棄物対策課	産業廃棄物処理に対する住民の不安を払拭し、安全で信頼のできる産業廃棄物処理体制の確保を図るため、排出事業者・処理業者等に対する指導や産業廃棄物処理施設に対する監視・指導を行うとともに、不法投棄の発生・再発の防止及び原因者の究明・指導等を行います。
廃棄物の減量化・循環利用対策事業 〔担当課〕廃棄物対策課	県民、事業者、及び行政が一体となって廃棄物の発生抑制 (Reduce: リデュース)、再使用 (Reuse: リユース)、再生利用 (Recycle: リサイクル) の 3R の取組みを促進します。
キラリと光る環境を守る農業宣言推進事業 〔担当課〕農畜産振興課	農業者・消費者双方が「環境を守る農業宣言」を行うことにより、環境にやさしい農業の推進と県土保全について共通認識に立ち、県民挙げて『環境農業』の推進を図ります。

事業名	概要
<p>人と環境にやさしい農業推進事業 〔担当課〕農畜産振興課</p>	<p>エコロジー農産物に対する県独自の推奨制度の浸透を図るなど、化学肥料・農薬の大幅な低減に向けた環境にやさしい農業の取組みを推進します。</p>
<p>しまね新エネルギーの導入促進 〔担当課〕土地資源対策課</p>	<p>県が平成 19 年度に改定した新エネルギー導入促進計画に基づき、太陽光発電の公共施設や住宅等への導入や風力発電、地域資源の有効活用を意図した木質バイオマスエネルギー等の導入を促進します。</p>
<p>< 宍道湖・中海の水質保全 > 宍道湖・中海水質保全事業 宍道湖流域下水道運転管理事業 〔担当課〕環境政策課 下水道推進課</p>	<p>宍道湖・中海に係る湖沼水質保全計画を推進し、両湖の水環境及び周辺住民の生活環境の保全を図ります。 宍道湖流域下水道東部浄化センターで窒素・リンを取り除き、宍道湖・中海の水質を保全します。</p>
<p>下水道等の汚泥活用事業 〔担当課〕下水道推進課</p>	<p>県内で発生する下水道等の汚泥を有効な資源として活用します。</p>
<p>建設副産物対策事業 〔担当課〕技術管理課</p>	<p>公共工事の発注者等に建設副産物である建設廃棄物及び建設発生土の発生抑制、適正処理、再利用等に係る情報、責務、役割を周知し、発注者の受注者への適切な指導等により、再資源化、再利用、再生利用を推進します。</p>
<p>環境犯罪対策事業 〔担当課〕警察本部生活安全部</p>	<p>環境犯罪の検挙対策及び抑止対策を推進するため、関係機関と連携し、合同パトロールや早期発見のための情報収集活動を展開する。</p>
<p>県営電気事業 〔担当課〕企業局施設課</p>	<p>既存の 12 水力発電所と 1 風力発電所の効率的な運転に努めるとともに、新たな発電所を建設します。</p>